

議案第 71 号

和解することについて

自動車事故に関し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 相手方 伊賀市在住の個人

2 事故の概要

令和 8 年 4 月 1 日午後 3 時頃、伊賀市緑ヶ丘本町 1629 番地の 1 付近において、市職員が運転する公用車が交差点を南へ向かって走行中、東から西に向かって走行していた相手方車両が赤信号を無視して交差点に進入したことにより、公用車に衝突し左側面を破損させたため、伊賀市は、相手方に対して損害賠償を求め、次のとおり和解することとした。

3 和解条項

- (1) 伊賀市は、伊賀市が被った本件事故に関する一切の損害賠償額は、1,222,000 円であることを認め、相手方は、レッカー業者及びレンタカー会社の金融機関口座へ送金により当該額を支払うものとする。
- (2) 伊賀市は、前号の損害賠償金を受領した後は、その余の請求を放棄するとともに、相互に何ら権利義務関係が無いことを確認し、相手方に対し今後裁判上又は裁判外において一切の異議の申立て及び請求を行わないことを誓約する。